

フードバンクへの政府備蓄米の無償交付 【受付期間】

令和7年10月14日（火）～ 令和7年10月31日（金）

農林水産省では、ごはん食を推進する取組として政府備蓄米の無償交付を行っております。この度、食育活動を支援するフードバンクに対し、追加で支援を行います。

事業内容・交付対象団体



（支援対象） 食育活動を支援するフードバンク

（支援要件） ①法人格を有していること

②団体として1年以上の活動実績があること

③「食品寄附ガイドライン」（食品寄附等に関する官民協議会作成）に基づく食品の取扱い又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること

④地方公共団体などと連携した取組を行っていること

⑤令和7年3月に政府備蓄米の交付を受けた団体において、全量使用を終えている場合は、使用報告書の提出を行っていること。使用予定報告を提出する場合は、申請書に添付。

（支援上限） 申請団体ごとに、当該団体における前年度の食品取扱実績の1/10以内（25トンを上限）

（通常の1団体当たりの年間最大交付数量（食品の取扱実績の1/5又は50トン）とは別枠で受付）

<申請書等> 交付要領、申請の手引き、申請書は農林水産省ホームページに掲載されています。

※「政府備蓄米無償交付」で検索

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

申請窓口 一般財団法人 日本穀物検定協会

✉ foodinfo@kokken.or.jp

☎ 070-7431-8806 / 080-9800-2064

申請方法 申請書類を電子メールにより送付

※農林水産省、地方農政局等においてもご相談、お問い合わせに対応します（次ページを参照）

ご相談、お問い合わせ先

都道府県区分	ご相談、お問い合わせ先
全国	農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室 syokuiku_gohan@maff.go.jp 03-3502-7950
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 業務管理課 syokuiku_gohan_hokkaido@maff.go.jp 011-330-8808（内線441）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_tohoku@maff.go.jp 022-263-1111（内線4056）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_kanto@maff.go.jp 048-740-0403（内線3315）
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_hokuriku@maff.go.jp 076-232-4302（内線3327）
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_tokai@maff.go.jp 052-223-4623（内線2346）
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_kinki@maff.go.jp 075-414-9021（内線2344）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_chushi@maff.go.jp 086-224-9411
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局 生産部 生産振興課 syokuiku_gohan_kyushu@maff.go.jp 096-300-6225（内線4428）
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 syokuryo-okinawa.c7x@ogb.cao.go.jp 098-866-1653（内線83366）

※上記以外に各都道府県に設置している地域拠点の連絡先は、農林水産省ホームページ
[\(bichikumai-133.pdf\)](#) をご覧ください。